

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6
 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)
 に掲げる手術に関する掲示

1. 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	1 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	47 件

2. 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	8 件
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	4 件

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	1 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

4. 区分4に分類される手術

	胸腔鏡及び腹腔鏡等による手術	451 件
--	----------------	-------

5. その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	0 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ	ペースメーカー移植術及び交換術	61 件
エ	冠動脈大動脈バイパス移植術 及び体外循環を要する手術	60 件
オ	経皮的冠動脈形成術等	147 件

(2024年1月1日～2024年12月31日の1年間における件数)